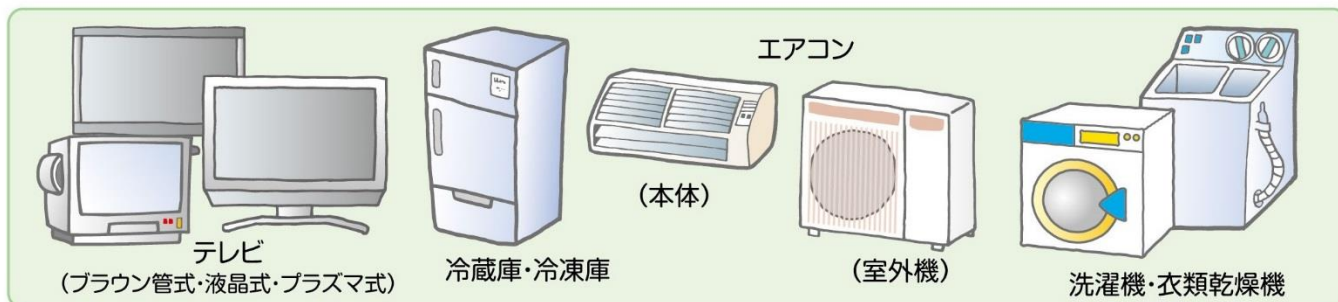


家電リサイクル法対象品



① 「家電リサイクル法対象品」の具体例

テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン（本体・室外機）、洗濯機・衣類乾燥機



② 「家電リサイクル法対象品」の処分方法

ごみ焼却場での処分はできません。次の①の方法で処分してください。なお、①の方法が出来ない場合（買い換え無い場合や、購入した店舗が不明又は遠隔地の場合など）は、②の方法で処分してください。

① 買い換えする販売店 又は 購入した販売店 に引取りを依頼する。

※ 家電リサイクル法対象品を買い換える場合又は引取りを依頼する場合は、販売店に収集運搬料金とリサイクル料金のお支払が必要になります。

② 販売店での処分が困難な場合は、郵便局で廃棄する家電製品に対応する「家電リサイクル券」を購入し、処分する製品と一緒に、指定引取り所取引所へ搬入してください。

※ 搬入する方法は、ご自身で運搬する、若しくは町に運搬を依頼する（収集運搬手数料として、1品につき、3000円が必要）の方法があります。指定引取り所等の詳細については、ホームページで確認するか、生活環境課（電話 072-466-5005）にお問合せください。

ホームページ